

教育・保育提供区域について

令和元年度第1回柏市子ども・子育て会議
(令和元年5月28日)

教育・保育提供区域とは

【子ども・子育て支援法 第61条(市町村子ども・子育て支援事業計画)】

市町村事業計画における記載事項

(1) 教育・保育提供区域ごとの

- ①各年度の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数
- ②教育・保育の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの

各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制の確保内容・その実施時期(以下省略)

【国の基本指針(抜粋)】

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を定める必要がある。

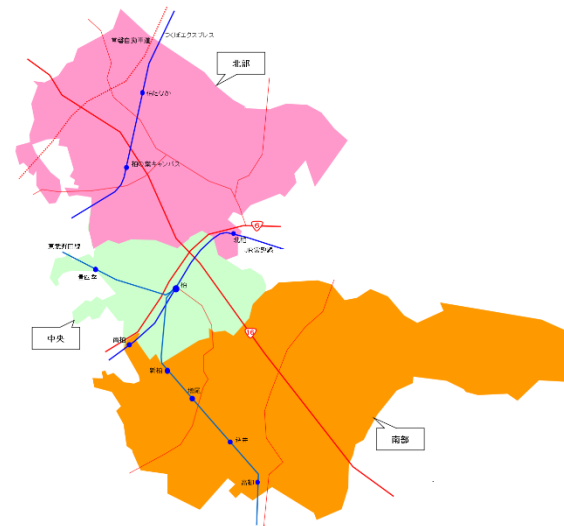
【区域設定のポイント】

- 教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定(市町村が定めた各区域の中に供給が不足する区域がある場合、その区域内に認可基準を満たす申請があれば、原則認可しなければならない)
- 教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本

第一期計画の区域設定

第一期計画の区域設定は3区域

- 「北部」「中央」「南部」の3区域は、20のコミュニティエリアを基として分けられています。
- 柏市の教育・保育提供区域は、「北部」「中央」「南部」の3区域に分けています。この3区域は、地理条件、交通事情など地域特性を勘案した区域として、また、保育所待機児童の解消等にあたり柔軟な対応が可能となる区域数であることから、採用したものです。



	各区域内のコミュニティエリア
北部	田中、西原、富勢、松葉、高田・松ヶ崎
中央	豊四季台、新富、旭町、柏中央、新田原、富里、永楽台
南部	増尾、南部、藤心、光ヶ丘、酒井根、手賀、風早北部、風早南部

(「柏市子ども・子育て支援事業計画平成30年3月見直し」21頁)

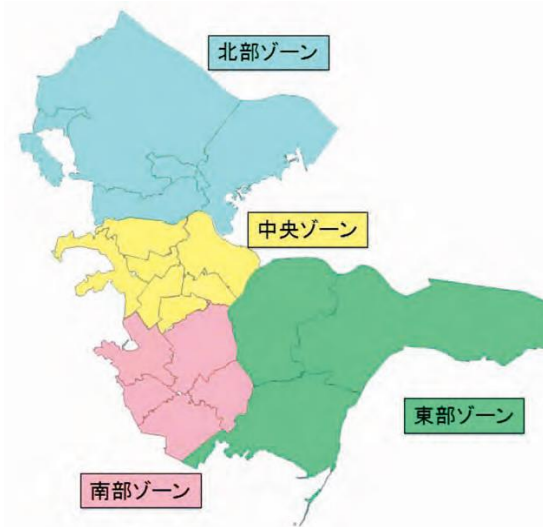
保育所待機児童を早期に解消しようという緊急の課題解決を考慮し3区域に決するが、乳幼児の育ちにとってより望ましい環境を考えたとき、地域性や利用しやすさという点は欠かすことのできない視点である。このことから、子ども・子育て支援事業を計画・推進する際には、十分にこの点に配慮するものとする。

第二期計画の区域設定

第二期計画も引き続き3区域で設定

- 上位計画である「柏市第五次総合計画」においては、市域を4地域に分けて各地域の特性を活かしたまちづくりを目指すこととしています。
- 第一期の計画期間中、国基準の待機児童は各年度当初には達成しているものの、依然保育需要が伸びています。
- こうした状況を考慮すると、4地域を基本としながらも、教育・保育、地域子育て支援事業等の整備にあたり、なお柔軟な対応ができる区域分けとして、現行計画から引き続き、「北部」「中央」「南部・東部」の「3区域」とします。※「南部・東部」は現行計画上は「南部」として区域分けしている地域です。

「柏市第五次総合計画」における地域区分



(第五次総合計画 147頁「3地域区分」)

総合計画をはじめとしたさまざまな計画の策定、施策の立案やマネジメントを地域ごとに行う際に用いる地域区分については、地域の特性により市域を「北部ゾーン」「中央ゾーン」「南部ゾーン」「東部ゾーン」の4地域に分け、将来都市像の実現に向け地域の資源や課題を踏まえ、各地域の特性を生かしたまちづくりを目指します。